

観光宣伝物品貸出要領

1 目的

この要領は、下松市の観光宣伝を積極的に行うため、地域交流課が所有する観光宣伝物品の貸出について必要な事項を定めることを目的とする。

2 貸出物品

貸出する観光宣伝物品（以下「物品」という。）は、次のとおりとする。

- (1) ちよるる着ぐるみ 1 着（ハード型）
- (2) アルミ製ちよるる（本体台車付・別に専用山車あり） 1 体

3 貸出機関

物品の貸出は、地域交流課（以下「貸出機関」という。）が行う。

4 貸出対象者

貸出対象者は、市内の事業所、商工団体及び自治会のほか、貸出機関が適当と認める者とする。

5 貸出の申請及び許可等

物品の貸出に関する申請及び許可等は、次のとおりとする。

- (1) 物品の借受けを希望する者（以下「借用者」という。）は、貸出機関に希望する物品の有無を確認の上、借受申請書（様式第 1 号）を提出するものとする。
- (2) 貸出機関は、借受申請書の受付後、この要領に基づいて審査を行い、適当と認めたものについて貸出許可証（様式第 2 号）を当該借用者に交付する。
なお、同一時期に複数の申請があった場合は、先着順とする。
- (3) 借用者は、物品を貸出機関から直接受け取り、直接返却するものとする。
- (4) 貸出料金は、無料とする。
- (5) 使用場所は、原則市内とする。ただし、貸出機関が認める場合は、この限りではない。
- (6) 貸出期間は、原則 1 週間以内とする。ただし、貸出機関が認める場合は、この限りではない。

6 注意義務

借用者は、善良な管理者の注意をもって物品を取り扱わなければならない。

なお、物品を利用しての事故及び第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、貸出機関は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

7 遵守事項

借用者は、物品を使用するに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 下松市の観光宣伝等に努めること。
- (2) 営利目的の活動をしないこと。
- (3) 下松市の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある活動をしないこと。
- (4) 法令、例規又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある活動をしないこと。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認している誤解を招くおそれのある活動をしないこと。
- (6) 貸出許可の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を委託しないこと。
- (7) 雨天時に屋外で使用しないこと。

8 許可の取消

貸出機関は、借用者がこの要領の規定に違反し、かつ、是正される見込みがないと認めるときは、使用を禁止し、貸出許可を取消することができるものとする。

9 損害賠償

貸出機関は、借用者が物品を滅失、損傷その他の損害を与えた場合には、現物又は修繕費用等の実費をもって賠償させることができる。

10 疑義の解決

その他この要領に定めのない事項は、借用者と貸出機関が協議して決定する。

11 施行期日

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。